

185	○庁舎や公営住宅などの公共施設の緑化を積極的に推進します。	建築課 財産管理課	○奄美高校、大島病院むつみ寮など県有施設において緑化を推進。 ○県庁舎敷地内の樹木・草木を管理。 ○各地域振興局・支庁舎についても、本庁舎と同様、樹木・草木を管理。
186	○公園等公共施設の緑化に当たっては、郷土産樹種の植栽等により生物の生息・生育に適した環境となるよう配慮します。	都市計画課	○都市公園等の整備に当たっては、地域に適した樹種（郷土産樹種）を選定し、植栽を実施。
187	○行政、住民、企業等による適正な役割分担と相互の連携・協力のもと、住宅地、工場・事業場、商店街等の民有地の緑化を促進します。	森林整備課	○県民の緑化思想の普及・啓発を推進。
188	○都市計画における風致地区*等の緑地については、適正に保全するとともに、必要に応じ緑地保全地区の指定を検討します。	都市計画課	○鹿児島市（寺山、慈眼寺）及び伊佐市の風致地区内における建築物の建築等については、条例で規制。
189	○緑化推進組織の強化や民間団体の育成を図るとともに、(財)かごしまみどりの基金*との連携などにより、県民参加のみどりづくりを推進します。	森林整備課	○緑の少年団（73団、2,425人）、森林ボランティア（個人1,064名、団体25団体）の育成、活動の支援。 ○4月15日から5月14日の「みどりの月間」に緑化思想の普及啓発を図るためのチラシ等を作成・配布。 ○4月29日みどりの日に「みどりの感謝祭」、11月9日に「九州森林の日」植樹祭を県民の森で開催し、県民が森林とふれあい、森林づくりを体験する機会を提供。
2 水辺空間の保全・整備			2 水辺空間の保全・整備
(1) 水辺空間の保全			(1) 水辺空間の保全
190	○渚、川辺及び湧水等の水辺は、現状のまま残すことを基本とし、特に自然の状態で保全されている水辺は、可能な限り適正に保全するとともに、良好な水質の保全を図ります。	河川課	○瀬や淵を残すことを基本とした整備を役勝川（奄美市）等で実施。
(2) ふれあい機会の充実			(2) ふれあい機会の充実
191	○水辺空間を動植物と親しむ場や親水施設として整備し、自然とのふれあいの場として活用します。	河川課	○親水性に富む河川の整備を図るため、平成19年度までに24箇所において親水護岸を整備。
192	○ウォーターフロントを整備し、水と親しむ場として充実します。	港湾空港課	○国土保全との調和を図りつつ、快適な海岸環境の保全を図るため、平成20年度は1海岸で親水性護岸を整備。
193	○緑化護岸、自然石護岸及び遊歩道等を整備し、道路緑地、公園緑地など緑の空間とのネットワーク化を図ります。	砂防課 農地整備課	○平成20年度は事業なし。 ○農村地域に広域に存在する水路・ダム・ため池等の農業水利施設の保全管理又は整備と一体的に、施設の有する水辺空間を活用し、親水施設等を3地区について整備。
194	○県内の名水、滝及び渓谷などを広く県民に紹介するとともに、ふれあい施設等周辺環境の整備などに努めます。	観光課	○インターネット等を活用し、本県の魅力ある観光情報を広く国内外に発信。
195	○都市公園における親水広場など親水施設の整備を促進します。	都市計画課	○平成20年度は事業なし。
196	○農業用排水路やため池については、景観や生態系にも配慮しながら、親水施設や緑化施設などの整備を推進します。	農地建設課	○ため池等整備工事を5地区、用排水施設整備工事を14地区で実施。
197	○河川改修においては、自然景観や生態系に配慮する多自然型川づくりを基本とし、河岸の緩傾斜化や階段護岸など、親水性に配慮した整備を推進します。	河川課	○瀬や淵を残すことを基本とした整備を役勝川（奄美市）等で実施。
198	○海岸については、緑地や緩傾斜護岸など親水性に配慮した整備を推進します。	河川課	○平成20年度は事業なし。
199	○湖沼については、その湖沼の持つ自然的特性や地域性を活かして親水性に配慮して保全するとともに、整備を推進します。	河川課	○平成20年度は事業なし。
200	○港湾については、快適な港空間の形成を図るため、地域の特性に応じ自然に溶け込み、生物にやさしい港を理念としたエコポート*（環境と共生する港湾）の形成に努めます。	港湾空港課	○港湾利用者、地域住民が海と自然にふれあうことができる親水緑地、照明灯、休憩所、遊歩道、植栽等3地区を整備。
201	○漁港については、地域の特性に応じ親水性に配慮した海とふれあう場としての漁港・漁村の整備や、漁場環境、水質保全などの自然環境に配慮した自然調和型漁港づくりを推進します。	漁港漁場課	○漁港海岸において、海岸の快適な利用と環境の保全を図るため江口漁港で事業を実施。 ○快適で潤いのある漁港環境を形成するために古仁屋漁港で緑地広場を整備。
3 景観の形成			3 景観の形成
(1) 自然景観の保全			(1) 自然景観の保全
202	○地域の自然的社会的特性に配慮しながら、山岳景観、河川景観、農村景観及び海岸景観などの自然景観の保全に努めます。	農地整備課 砂防課	○多様な動植物や貴重な植物の生息空間や美しい景観の提供などの多面的機能の発揮や保全活動の支援事業を10地区で実施。（棚田等保全活動協賛事業） ○砂防事業を実施する箇所においては、多様な自然環境を保全し、次世代へ引き継いでいくため、「鹿児島県自然環境整備計画」に基づき、地域の特性に応じたキメ細やかな溪流環境の整備を推進。

203	(2) 歴史的遺産を活用した景観の形成 ○歴史的遺産を活用し、周辺環境との調和のとれた景観の形成を促進します。	地域政策課 文化財課	(2) 歴史的遺産を活用した景観の形成 ○市町村に対し、「歴史まちづくり法」の内容・活用法等についての情報を提供。 ○伝統的建造物群保存地区での修理・修景事業を実施。
204	(3) 適切な誘導、規制措置による景観の形成 ○全県的かつ総合的に景観形成を推進するための基本的な指針となる県景観形成基本計画に基づき、本県における望ましい景観の形成を図ります。	地域政策課	(3) 適切な誘導、規制措置による景観の形成 ○本県の特徴を生かし、県、市町村、県民、事業者等が一体となった景観形成を推進するため、「鹿児島県景観条例」に基づき、景観形成の普及啓発のための景観セミナーや地域リーダー等の研修等を実施。また、景観形成の実践活動への支援としての景観アドバイザーの派遣、景観に配慮した公共事業の推進のための庁内連絡会議の開催や技術職員に対する研修などを実施。 ○景観法に基づき規制誘導等を行う景観行政団体として、平成20年度は2市1町について知事同意を行い、景観行政団体の数は合計18市町となるなど、景観法を活用した取組を推進。
205	○都市地域における建造物の建設に当たっては、都市景観との調和に配慮します。	都市計画課	○これまでに、鹿児島市や鹿屋市において、鴨池ニュータウン業務地区、伊敷ニュータウン地区等の計17地区の地区計画を決定。
206	○屋外広告物に関する広報・啓発や規制・誘導を行い、街の美観の形成を促進します。	都市計画課	○屋外広告物の表示等に許可を要する「知事が定める町村の区域」として、4町1村を追加(28町村中22町村となった)し、規制・誘導を推進。
207	(4) 各種事業による景観の形成 ○市町村による個性あるまちづくりや街並保存、地域特有の街路並木づくりなど、景観の形成を促進します。	道路維持課 地域政策課	(4) 各種事業による景観の形成 ○道路の旧道敷を利用したポケットパーク1箇所を整備。 ○市町村等の景観づくりや計画づくりに対し、景観アドバイザーを派遣。
208	○市町村における計画策定への助言等の他、景観アドバイザーの派遣を通じて地域の主体的・積極的な取組を支援します。	地域政策課	○景観法に基づき規制誘導等を行う景観行政団体として、2市1町について知事同意(合計で18市町となった)。 ○市町村や地域づくり団体等を対象団体とする景観アドバイザーの派遣 ○NPO、自治会等を対象とする住民等による景観形成の取組に対する支援の実施(「地域ぐるみ景観づくり活動支援」) ○地域リーダー等を対象とする研修の実施
209	○みどりによる美しい景観づくりを効果的に進めるため、自然環境と調和した道づくりや森林整備による景観形成を推進します。	森林整備課	○多様で健全な機能を発揮する森林を育成するため、間伐や枝打等の森林整備を実施。
210	○電線類の地中化事業による無電柱化を推進し、景観対策を図ります。	道路維持課 港湾空港課	○鹿児島東市来線他2路線を整備。 ○平成20年度は事業なし。
211	第4節 かけがえのない地球環境の保全 1 地球環境保全活動の推進 ○県地球環境保全行動計画で提案する環境保全に向けた具体的行動を、県民、事業者及び行政が自主的かつ積極的に全県的に取り組む「地球環境を守るかごしま県民運動」を推進します。	地球温暖化対策課	第4節 かけがえのない地球環境の保全 1 地球環境保全活動の推進 ○県地球環境保全行動計画(平成11年3月策定)で提案する環境保全に向けた具体的行動を全県的に展開する「地球環境を守るかごしま県民運動」の推進を図るため、県民運動推進大会を開催(平成20年6月)するとともに、県民運動推進員の研修会を県内13箇所で開催。
212	○地球温暖化対策、省資源・省エネルギー対策及びフロン対策として、意識の啓発をはじめとする各種対策を推進します。	地球温暖化対策課	○第10回環境フェアを鹿児島市で開催(平成20年11月)し、県、民間団体の環境保全活動の紹介、リサイクル製品や環境保全関連機器等の展示などを通じ、地球環境保全に向けた具体的行動の実践を呼びかけた。
213	2 地球温暖化の防止 (1) 推進体制の整備等 ○本県の自然的・社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出抑制等の施策を総合的かつ計画的に進めるため、「県地球温暖化対策推進計画」を策定します。	地球温暖化対策課	2 地球温暖化の防止 (1) 推進体制の整備等 ○地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、温室効果ガスについて具体的な削減目標や削減対策等を規定した県地球温暖化対策推進計画を平成17年3月に策定。
214	○県民や事業者の温暖化防止活動への指導・助言を行う「地球温暖化防止活動インストラクター」を設置します。	地球温暖化対策課	○地球温暖化対策に関して知識を有し、普及啓発等の活動・指導経験のある者10名を平成20年4月地球温暖化防止活動インストラクターとして委嘱(委嘱期間H20.4~H22.3)。
215	○「県地球温暖化防止活動推進センター」を設置し、地球温暖化防止に関する情報提供など自主的な取組や団体の活動を促進します。	地球温暖化対策課	○本県の地球温暖化対策の普及啓発の拠点となる「県地球温暖化防止活動推進センター」を平成16年6月に指定。
216	○地球温暖化防止活動を県民一体となって推進するため、地球環境を守るかごしま県民運動や「地球温暖化対策地域協議会」等の活動を促進します。	地球温暖化対策課	○「地球環境を守るかごしま県民運動推進会議」の構成団体は169団体、また、鹿児島市、指宿市において、地球温暖化対策地域協議会を設立。
217	○県庁環境保全率先実行計画に基づき、県自ら率先して地球温暖化防止活動に取り組みます。	地球温暖化対策課	○県自らが、事業者・消費者として、地球温暖化防止など環境保全に向けた取組みを実行するため、「県庁環境保全率先実行計画」に基づき省エネルギーやリサイクルの徹底など、日常の行動を通じた環境への負荷の削減を推進。また、「県環境物品等調達方針」を定め、グリーン

			購入を推進。
218	○市町村の地球温暖化防止実行計画の策定を促進します。	地球温暖化対策課	○31市町村において地球温暖化防止実行計画を策定 ○市町村に対して、地球温暖化防止実行計画策定に係る研修会の開催
219	(2) 二酸化炭素の排出抑制 (2)-1 省エネルギー対策 ○日常生活や事業活動における省資源・省エネルギーに関する意識の啓発を図るとともに、自主的実践活動を促進します。	地球温暖化対策課	(2) 二酸化炭素の排出抑制 (2)-1 省エネルギー対策 ○省資源・省エネルギーを啓発するため、環境関連のイベントでのパネル展、研修会を開催。
220	○県、市町村、関係団体が連携して、アイドリングストップ運動を推進します。	地球温暖化対策課	○県地球環境を守るかごしま県民運動において、荷物の積み卸しや人待ち時などのアイドリング・ストップの実践と普及啓発を実施。 ○社団法人鹿児島県トラック協会など民間団体や企業において、アイドリング・ストップ運動を実施。
221	○公的機関での低公害車の導入を促進するとともに、民間における普及を促進します。	地球温暖化対策課	○県及び市町村において、低公害車（電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド車）を導入、民間団体等では、ハイブリッド車を中心に導入。
222	○太陽光利用システムの導入や断熱化等の省エネルギー対策を推進します。	地球温暖化対策課	○県自らが、事業者・消費者として、地球温暖化防止など環境保全に向けた取組みを実行するため、「県庁環境保全率先実行計画」に基づき省エネルギーやリサイクルの徹底など、日常の行動を通じた環境への負荷の削減を推進。また、「県環境物品等調達方針」を定め、グリーン購入を推進。
223	○省エネルギーに貢献する環境共生住宅の整備を促進します。	庁舎管理課	○県庁舎、鹿児島地域振興局本庁舎等に導入。
224	○バス交通サービスの充実、在来鉄道の活性化、交通ターミナルのバリアフリー化により、利便性の高い多様な公共交通ネットワークを形成し、公共交通の利用を促進します。	住宅政策室	○かごしま環境共生住宅ガイドブック、パンフレット、ホームページによる情報提供
225	(2)-2 新エネルギーの導入 ○県新エネルギー導入ビジョンに基づき、太陽光や風力による発電など地域特性を生かした新エネルギーの導入を促進します。	交通政策課	○一部の市町村において、コミュニティバスの運行を新たに開始。
226	○木質資源や畜産廃棄物、焼酎粕などの未利用資源については、バイオマスエネルギーとしての有効活用を図ります。	地球温暖化対策課	(2)-2 新エネルギーの導入 ○事業者、市町村担当者等を対象とした「新エネルギー導入セミナー及び現地研修会」を開催した。 ○「新エネルギー導入ガイドブック」を製作・配布 ○市町村において新エネルギー導入ビジョンを策定。
227	○県や市町村による公共施設への新エネルギー導入を積極的に進めるとともに、事業者による新エネルギー導入を促進します。	林業振興課 食の安全推進課	○木質バイオマス利活用施設の整備を推進。 ○バイオマス利活用施設の整備を推進。
228	(2)-3 廃棄物の減量化・リサイクルの促進 ○廃棄物の減量化を促進するとともに、廃棄物を再利用可能な資源として捉え、リサイクルを促進します。	地球温暖化対策課	○市町村や事業者において、太陽光発電、天然ガスコージェネレーション、クリーンエネルギー自動車を導入。
229	(3) その他の温室効果ガスの排出抑制 (3)-1 環境保全型農業の推進によるメタン・一酸化二窒素の排出抑制 ○家畜排せつ物等の適正処理と良質たい肥生産技術の開発・普及を通じて、メタンを中心とした温室効果ガスの排出抑制に努めます。	地球温暖化対策課 廃棄物・リサイクル対策課	(2)-3 廃棄物の減量化・リサイクルの促進 ○地球環境を守るかごしま県民運動により重点行動項目を決めて実践行動を推進。 ○ごみ減量等推進研修会の開催、県政広報テレビ番組での啓発、マイバックキャンペーン等を実施。
230	(3)-2 代替フロン回収と適正処理 ○フロン回収破壊法、家電リサイクル法及び自動車リサイクル法に基づき、温室効果ガスである代替フロンの適正処理を促進します。	畜産課	(3) その他の温室効果ガスの排出抑制 (3)-1 環境保全型農業の推進によるメタン・一酸化二窒素の排出抑制 ○家畜排せつ物の適正処理を推進するための指導を実施。
231	(4) 二酸化炭素の吸収源対策 ○二酸化炭素の吸収源としての森林の適切な保全・整備を図るため、長伐期施業、育成複層林施業等を通じて、二酸化炭素を吸収し、長期にわたって固定しうる森林づくり	地球温暖化対策課 環境企画課	(3)-2 代替フロン回収と適正処理 ○自動車リサイクル法（平成14年7月制定）の施行により、平成20年度末現在、フロン類回収業者230業者が知事の登録を受けて、カーエアコンのフロン回収を実施。 ○第一種フロン類回収業者及び第二種フロン類回収業者が業務用冷凍空調機器、カーエアコンから代替フロン等の回収を実施。
		森林整備課	(4) 二酸化炭素の吸収源対策 ○森林による二酸化炭素の吸収・固定機能の維持・増進に資するため、育成単層林整備や育成複層林整備等を実施。

	に努めます。また、公園緑地の整備等による都市地域の緑化に努めます。	都市計画課	○県内11箇所において都市公園の整備を進めるとともに、県管理の道路の緑化を実施。
232	3 オゾン層の保護 (1) フロン回収の促進 ○フロン回収破壊法、家電リサイクル法及び自動車リサイクル法の周知、適正な施行を図り、フロンの回収・破壊を促進します。	環境企画課	3 オゾン層の保護 (1) フロン回収の促進 ○フロン回収破壊法（平成13年6月制定）の施行により、平成20年度末現在、業務用冷凍空調機関係の第一種フロン類回収業者411業者が知事登録を受けて、フロンの回収を実施。
233	○オゾン層保護に関する県民や事業者の意識の啓発を図るとともに、工場・事業場に対する指導を強化します。	環境企画課	○オゾン層保護対策推進月間（9月）等に、ポスター、パンフレットによりオゾン層保護、地球温暖化対策に係るフロン類の適正な回収・処理について普及啓発。
234	(2) 脱フロン化の促進 ○金属製品等の洗浄剤などについて、脱フロン化を促進します。	環境企画課	(2) 脱フロン化の促進 ○電子部品等の洗浄剤については、産業界の計画的な取組として水、炭化水素など代替物質への転換が進められている。
235	○公共施設における脱フロン化を推進するとともに、家庭や民間施設についてもその促進を図ります。	環境企画課	○ノンフロン製品の普及に係るパンフレットをイベント等で配布。
236	4 国際協力等の推進 ○ボランティアや民間企業等が行う国際協力に対して、情報提供などの支援を行います。	国際交流課 自然保護課	4 国際協力等の推進 ○青年海外協力隊の募集説明会等の広報 ○第3回世界自然遺産会議において、屋久島の自然や文化等について情報提供
237	○環境の状況や環境保全技術について、情報を発信します。	環境企画課	○平成19年度の本県の環境の状況及び環境の保全に関して講じた施策等について取りまとめた平成20年版環境白書650部を作成し、関係機関等へ配布。
238	○大気汚染や水質汚濁等に関する環境汚染物質モニタリングや分析技術に関し、韓国や中国、東南アジアを中心に、技術者の派遣や研修生の受入れ、環境情報の相互提供に努めます。	自然保護課	○J I C A（独立行政法人国際協力機構）の青年研修事業を受入。
239	○屋久島の自然を活かしたイベントや国際交流の実施により、国内外に向けて情報を発信します。	自然保護課	○第3回世界自然遺産会議において、屋久島の自然や文化等について情報提供
240	○酸性雨について、モニタリングの実施などにより、実態把握や原因等の解明を促進します。	環境保全課	○酸性雨が屋久島原生林の土壌、樹木に及ぼす影響（樹木衰退状況）を調査。
	第5節 良好な環境を支える共通施策の推進 1 環境影響評価等の推進		第5節 良好な環境を支える共通施策の推進 1 環境影響評価等の推進
241	○環境影響評価法、県環境影響評価条例及び個別法に基づき、各種開発行為について環境影響評価が適切かつ円滑に行われるように指導します。	環境企画課	○環境影響評価法に基づくもの1件、県環境影響評価条例に基づくもの1件、港湾法に基づくもの2件について審査し、環境の保全の見地から意見を述べた。
242	○環境影響評価における調査・予測・評価の充実を図るため、予測・評価手法の研究に努めるとともに、審査に必要な各種情報の収集や技術的事項について一層の知見の集積を図ります。	環境企画課	○各種会議への参加及び環境省との連絡調整を行った。
243	○国土利用計画法*、大規模取引事前指導要綱及び土地利用対策要綱等に基づく届出や協議に際し、計画内容や周辺環境等を勘案して適切に指導します。	環境企画課	○国土利用計画法に基づく届出等に際し、事業活動による環境への負荷の軽減を図るため、計画内容や周辺環境等を勘案して、環境に配慮した事業を実施するよう指導。
	2 環境教育・環境学習の推進 (1) 環境教育・環境学習の機会の提供		2 環境教育・環境学習の推進 (1) 環境教育・環境学習の機会提供
244	○環境学習を体系的かつ計画的に推進するため、新たに県環境学習推進基本方針を策定します。	地球温暖化対策課	○平成17年3月に「鹿児島県環境学習推進基本方針」を策定。
245	○学校の「総合的な学習の時間」等を活用した環境教育や生涯学習の場等における環境学習を推進します。	義務教育課	○総合的な学習の時間等で行う環境教育として、地域の特性を活かした体験的な学習がなされるよう研修会や諸会合等で指導。
		地球温暖化対策課	○小中学校、高校へ環境学習アドバイザーを派遣。
246	○環境教育・環境学習の場の提供や人的支援を促進するため、 生命と環境の学習館* （かごしま県民交流センター内）、屋久島環境文化村中核施設、環境保健センター、奄美野生生物保護センター、屋久島世界遺産センター、大学等教育機関、民間企業、民間団体等の相互連携を推進します。	地球温暖化対策課	○かごしま県民交流センター6階の「 生命と環境の学習館 」を、地球環境の大切さ等を学ぶ場として活用。 ①小中学生等を対象として、「環境」「食」「農」をテーマとしたワークショップの開催。 ②指導者養成講座等の開催
		自然保護課	○国、県、地元町等からなる「屋久島環境学習ネットワーク会議」を開催し、環境学習プログラムの提供並びに環境学習関連施設の利用促進について意見交換。
247	○教材、プログラムの提供、講師の派遣、環境学習に役立つ情報の提供などの支援を行います。	地球温暖化対策課	○「生命と環境の学習館」において、環境について考えるボードゲームや騒音計、生物観察用品等の貸出、水質調査用試薬やパンフレットの配布、環境学習アドバイザーの派遣等を行った。

248	○自然公園等における探索コースなどフィールド施設の整備・管理を推進します。	自然保護課	○「屋久島自然体験セミナー」を毎月1回、「屋久島ガイドセミナー」を年2回実施。
249	○学校における環境教育を総合的に推進するため、環境教育手引書や活用事例集の活用、体験学習の積極的な導入など幅広く環境教育を展開するとともに、環境教育を進めるための教員の研修や情報等の提供を推進します。	観光課 義務教育課	○自然公園の適正な利用の誘導が図られるよう、屋久島地区では登山歩道の整備を実施。また、奄美群島では奄美市、伊仙町、和泊町で園地など公園利用施設を整備。 ○学校における環境教育を総合的に推進。 ①児童・生徒の環境への興味・関心を高めるための指導方法の研究・普及等に努めている。 ②教員の指導力向上のため総合教育センターにおける研修講座「環境教育」の開催と長期休暇中の来所研修（各教科及び総合的な学習の時間等に関する講座においても、環境教育の視点からの研修等有り） ③全国規模の研究会や研修会等への教員の派遣。 ④学校での研究会等への講師派遣や各種情報の提供。
250	(2) 自主的実践活動の促進 ○環境学習アドバイザー*、グリーンマスター（みどりの指導員）及び自然観察指導員等のリーダーの育成・確保を図ります。	地球温暖化対策課 森林整備課 自然保護課	(2) 自主的実践活動の促進 ○環境分野の有識者23人を環境学習アドバイザーに委嘱。 ○グリーンマスター4名を認定（延べ37名） ○「屋久島ガイドセミナー」を年2回実施。
251	○自主的実践活動に対し環境学習アドバイザーの派遣等による支援を行うとともに、民間団体相互のネットワークづくりを促進します。	地球温暖化対策課	○環境保全に関して知識を有する者及び環境保全活動の実践者の中から、23名を環境学習アドバイザーとして委嘱（平成19年4月から2年間）。各種団体等が実施する環境学習講座や自然観察会等にこの環境学習アドバイザーを講師として43回派遣し、3,059人が講座等を受講。
252	○環境月間*等でのキャンペーン、スターウォッチング、自然観察会、水辺美化活動、グリーン購入及び省資源・省エネルギー運動等を通して、県民の環境保全意識の啓発を図ります。	地球温暖化対策課	○地球環境を守るかごしま県民運動推進大会、環境教育授業、ウミガメ保護パトロール等を実施し、環境保全意識の啓発に努めた。
253	○自然環境の保護や環境保全活動を積極的に行っている子供達を「かごしまこども環境大臣」に任命し、持続可能な社会づくりに主体的に参加できる人材の育成を行います。	地球温暖化対策課	○県内各地の環境保全活動を積極的に実践している小中学生9名を、こども環境大臣に任命。 ○こども環境大臣サミットを平成20年7月29日に開催。かごしまこども環境宣言2008を作成。 ○県内で開催された様々な環境イベントへの参加。
254	○次代を担う子供たちが自主的に環境学習や環境保全活動を行うこどもエコクラブの設置を促進します。	地球温暖化対策課	○平成20年度は、92クラブ（会員2,293人）が登録。 ○こどもエコクラブサポーター研修会を平成20年12月6日（土）に開催。 ○こどもエコクラブ交流会を平成20年12月6日（土）～7日（日）に開催。
255	(3) 環境教育・環境学習施設の活用 ○環境について体験・学習できる生命と環境の学習館、屋久島環境文化村中核施設等の積極的活用を図ります。	地球温暖化対策課 自然保護課	(3) 環境教育・環境学習施設の充実 ○環境教育や環境学習の拠点として、かごしま県民交流センターの「生命と環境の学習館」において、指導者養成講座など様々な講座や学習会を開催するとともに、図書やパンフレット、インターネットなどを通して情報を提供。 ○エコツアーガイドや観光関係者、教職員等、広く一般社会人を対象とした「屋久島研究講座」を開講し、延べ384名が受講。 ○「屋久島自然体験セミナー」を毎月1回、「ガイドセミナー」を年2回実施。
256	○環境保健センターにおける環境教育・環境学習や研修、情報の収集・提供などに努めます。	環境保健センター	○環境保健センターの来訪者及び研修生に対し、大気及び放射線のテレメータシステムで収集したデータの表示装置や各種パネル等を使用して学習する機会を提供。 ○中学校等で開催している環境教育において、大気測定車を公開するとともに県内の大気環境の状況説明を実施。
257	○自然回帰型などの公園施設を貴重な環境学習の場として利用します。	都市計画課 観光課	○環境教育・環境学習の場として公園を活用。 ○自然保護思想の高揚を図るため、桜島ビジターセンター及び高千穂河原ビジターセンターの管理運営を行った。
3 調査研究・監視観測等の充実	(1) 調査研究の推進		3 調査研究・監視観測等の充実
258	○生物多様性に関する調査研究や環境リスクの解明と評価に関する調査研究を推進します。	環境保健センター	(1) 調査研究の推進 ○有害化学物質による環境汚染の未然防止の観点から、過去使用されたものも含めた化学物質の環境残留性の実態把握のため、大気、水質、底質、生物のモニタリングや暴露量等の調査を実施。 ○高濃度光化学オキシダントの出現する要因を究明するため、原因となる大気汚染物質の発生状況の把握や気象条件等の解析を実施。
259	○環境の情報や施策の実施状況を把握し、環境の状況を総合的に評価する環境指標の開発のための調査研究を推進します。	環境保健センター	○鹿児島湾のCOD悪化の原因を究明するため、湾奥から湾口における栄養塩（窒素、リン）や全有機炭素等の調査を行い、鹿児島湾の水質を改善するための対策を検討。

			○これまで監視対象でなかった外洋の水質変動を調査・解析を行い、鹿児島湾等の水質への影響を検討。
260	○リモートセンシング*を利用した環境の評価手法に関する調査研究や生物を利用した水質評価手法に関する調査研究等を推進します。	環境保健センター	○リモートセンシングデータの活用やその他必要となる情報の配信方法等について検討。 ○環境GISの活用やその他必要となる情報の配信方法等について検討。
261	○県内外の試験研究機関との相互連携を図り、環境保全に有効な諸技術や先端的な技術の開発研究を促進します。	工業技術センター	○未利用竹材から製造した竹炭を原料とした竹炭ボードを製造する際に、同じく未利用竹材を蒸煮処理することにより得られた竹繊維を混合することにより、VOC吸着性能に優れた竹炭ボードの高強度化を図る試験研究を実施。 ○高濃度の窒素分を含む排水の処理で採用されている硝化脱窒法で、炭素源として添加される工業用メタノールの代替として、バイオディーゼル燃料の製造で副生するグリセリンを活用し処理のコスト低減を図る試験研究を実施。
		水産技術開発センター	○魚類養殖において、魚の餌飼料から海域へのリン等負荷物質を低減する可能性のある、魚粉代替物質等を配合した低魚粉飼料を検討するとともに、残餌の少ない固形飼料の普及を推進。
		環境保健センター	○機器分析で計測不可能な、生態への化学物質の複合影響を包括的影響を把握するため、手法の基礎的研究や予備的な暴露モニタリングを国立環境研究所等と共同で実施。 ○本県における酸性雨の実態を把握するため、降水成分調査を実施するとともに、他自治体等と共同で発生メカニズムなどについて検討。 ○光化学オキシダントと粒子状物質等の汚染特性を解明するため、国立環境研究所や他自治体等と共同で基礎的解析（トレンド解析や地域相互の比較など）を実施。 ○地球温暖化がもたらす日本沿岸域の水質変化を地方公共団体が蓄積してきた水質測定データを統一的に収集解析し、その適応策を構築するため国立環境研究所や他自治体等と共同で実施。
		森林技術総合センター	○二酸化炭素吸収量算定のための森林バイオマスデータの収集を実施。 ○自然環境に配慮した山腹法面の緑化工法を検討するため、法面の侵入植生調査、現地適応試験を実施。
		農業開発総合センター	○さつまいもからのでん粉製造時における排水削減と有用成分の回収を図るためのでん粉製造法について検討。 ○これまで有効利用されていなかったさつまいもの収穫残渣である茎葉から有用成分を取りだし機能性食品素材へ利用する技術を検討。
262	(2) 監視観測体制の充実 ○大気、水質、廃棄物、環境放射線等に関する監視観測体制を充実強化します。	廃棄物・リサイクル対策課	(2) 監視観測体制の充実 ○最終処分場や中間処理施設に係る産業廃棄物の分析試験を実施。 ○ダイオキシン類対策特別措置法等に基づき、14施設の排出ガス、排水水及び地下水を採取・分析した結果、すべて排出基準等に適合。
		自然保護課	○自然保護監視員4名、自然保護推進員67名を設置し、地域住民及び一般利用者に対する自然保護思想の普及高揚並びに自然の保護及びその適正な利用を指導するとともに、自然保護監視員・推進員研修会を開催し、資質の向上を図った。 ○希少野生動物保護推進員71名を設置し、県内に生息・生育する希少野生動物の保護活動を図るとともに、研修会を開催し、資質の向上を図った。 ○鳥獣保護員102名を配置し、鳥獣保護区の管理、狩猟の取締り、一般住民及び狩猟者の指導、鳥獣保護思想の普及啓発及び鳥獣に関する諸調査を実施するとともに鳥獣保護員に対し研修を行い、資質の向上を図った。
		環境保全課	○9箇所の大気汚染常時監視測定局において、常時監視を行うとともに、大気測定車による監視を実施。また、酸性雨については、県内2箇所監視調査を実施。(ほかに鹿児島市が2箇所実施) ○ダイオキシン類対策特別措置法に基づき実施した大気、水質、底質、土壌、地下水など延べ38地点の調査結果も全て環境基準値以下であった。
4	環境情報の整備・提供		4 環境情報の整備・提供
263	○自然環境や地球環境など環境に関する情報を収集・提供する体制の整備に努めます。	地球温暖化対策課	○かごしま県民交流センター「生命と環境の学習館」の環境保全活動等に関する情報を県民に提供するコーナーにおいて、各種書籍、パンフレット等の閲覧や配布を実施。
264	○環境白書などにより、わかり易く親しみやすい環境情報を提供します。	環境企画課	○平成19年度の本県の環境の状況及び環境の保全に関して講じた施策等について取りまとめた平成20年版環境白書650部を作成し、関係機関等へ配布。

265	○県民、事業者の自主的積極的な環境保全活動を支援するため、県内の自然資源の分布や環境の状況を把握し、画像情報等により提供します。	環境企画課	○平成19年版環境白書及び鹿児島県の環境（環境白書概要版）を県のホームページに掲載。
266	5 公害紛争の適正処理 ○公害の苦情相談については、保健所等に配置されている公害苦情相談員が相談等に応じ、迅速かつ適切な解決に努めます。	環境企画課	5 公害紛争の適正処理 ○保健所等に配置されている公害苦情相談員等が6件の公害苦情相談に対応。
267	○公害の紛争については、公害紛争処理法*に基づく公害審査会において、斡旋、調停、仲裁を行うなど、迅速かつ適切な解決を図ります。	環境企画課	○平成20年度は、2件の調停申請があり、両件とも打ち切りとなった。
268	6 環境に配慮した事業活動等の促進 ○環境に配慮した事業活動等を促進するため、環境マネジメントシステムの導入及び普及促進を図ります。	地球温暖化対策課	6 環境に配慮した事業活動等の促進 ○かごしま産業支援センターによるISO14001基礎講座、内部監査員養成講座の開催。 ○簡易型環境マネジメントシステム導入促進のための説明会の開催、パンフレットの配布 ○県庁本庁舎においてISO14001の認証を更新（平成20年3月24日）
269	○小規模企業者等設備導入資金により、事業者の環境保全対策を促進します。	経営金融課	○小規模企業者等の公害防止施設等の設置を促進するため、小規模企業者等設備導入資金制度を実施。 ○一般廃棄物処理業者に対し、スーパー等から排出される食品残渣を飼料として再利用するための食品残渣リサイクル設備一式の導入資金の一部を平成17年度に貸付。
270	○グリーン購入を促進します。	地球温暖化対策課 経営金融課	○グリーン購入法に基づく「県環境物品等調達方針」により環境配慮型製品を購入。 ○市町村、地球環境を守るかごしま県民運動構成団体に対してグリーン購入の促進。 ○産業廃棄物処理業者に対し、公共工事等で発生した伐採木を園芸用土として再利用するための木くず破砕機を平成16年度から貸与中。
271	○県環境物品等調達方針を毎年作成し、県自ら環境に配慮した製品等の購入・使用等に努めます。	地球温暖化対策課	○県環境物品等調達方針を毎年作成し、県自ら環境に配慮した製品等の購入・使用等を実践。
	第6節 環境保全に関する重点施策		第6節 環境保全に関する重点施策
272	1 ブルーリバー21の推進 ○下水道法に基づく公共下水道の整備を促進します。	生活排水対策室	1 ブルーリバー21の推進 ○平成20年度末下水道処理人口普及率 38.3%
273	○農業振興地域については、農業集落排水施設の整備を促進します。	生活排水対策室	○農業集落排水事業等により、農業集落排水施設の整備を推進しており、平成20年度までに、9市12町2村56地区で事業に着手、うち9市12町2村の54地区で供用開始。
274	○漁港背後地等の集落については、漁業集落排水施設の整備を促進します。	漁港漁場課	○漁業集落排水施設の整備は、平成20年度までに7市町村13地区で事業に着手、うち10地区で供用開始。
275	○公共下水道等の整備対象とならない地域については、合併処理浄化槽の整備を促進します。	生活排水対策室	○平成20年度末浄化槽人口普及率25.4%
276	2 鹿児島湾ブルー計画の推進 ○鹿児島湾の水質保全目標の達成維持を図るとともに、良好な水辺環境の保全管理に努めます。	環境保全課	2 鹿児島湾ブルー計画の推進 ○各種イベント等の中で鹿児島湾ブルー計画の啓発用パネルの展示、啓発用資料の配付を行うとともに、清掃用ごみ袋を作成配布するなど水質保全に対する意識の啓発の推進。
277	○生活排水対策、事業場等排水対策、農業・畜産排水対策及び水産養殖対策などの発生源対策をはじめ、きめ細かな環境保全対策を推進します。	生活排水対策室 水産振興課	○生活排水処理施設の整備を促進。平成20年度末汚水処理人口普及率66.4%。 ○県かん水養魚協会による養殖魚場の行使状況調査を受け、県魚類養殖指導指針に基づいた適正養殖が行われるよう指導するとともに、持続的に養殖魚場を利用するため、漁場改善計画に基づき、県内の全魚類養殖魚場を対象に漁協による水質等の調査実施を指導。
		環境保全課 農産園芸課	○工場、事業場の立入検査を行い、排水基準違反に対しては、改善勧告等の行政指導を実施。 ○「でん粉工場排水処理に係る環境保全対策要領」等に基づき、適正な排水処理がなされるよう操業前の文書指導、操業時の巡回指導並びに行政措置を受けた工場に対する改善指導を実施。
278	○県、市町村及び住民団体・事業者団体等で構成する鹿児島湾水質保全推進協議会等の活動を通じ、地域住民等の自主的実践活動を促進します。	畜産課 環境保全課	○家畜排せつ物法に基づく管理基準に対応するため、関係機関が連携し、家畜排せつ物の適正処理を推進するための指導を実施 ○計画の推進にあたっては、「庁内連絡調整会議」や「鹿児島湾水質保全推進協議会（県、湾域市町、住民団体、事業者団体等）」を開催し、行政機関が連携を図りながら推進。
	3 ダイオキシン類等化学物質対策の推進		3 ダイオキシン類等化学物質対策の推進

279	○ダイオキシソ類対策特別措置法に基づくダイオキシソ類の常時監視や排出基準監視を通じ、ダイオキシソ類による汚染の防止に努めます。また、環境保健センターに整備した分析機器等を活用し、監視体制の強化を図ります。	廃棄物・リサイクル対策課 環境保全課 環境保健センター	○ダイオキシソ類対策特別措置法等に基づき、14施設の排出ガス、排水及び地下水を採取・分析した結果、すべて排出基準等に適合。 ○ダイオキシソ類常時監視調査(大気4地点/年2回、水質・底質11地点/年1回、地下水質6地点/年1回、土壌6地点/年1回)を実施。 ○ダイオキシソ類の常時監視や排出基準監視等で得られた測定結果等のデータベース化及び調査研究の実施。
280	○県ごみ処理広域化計画に基づき、焼却施設(溶融固化施設を含む)の整備を促進するとともに、既設の施設についても適切な改造を促進します。	廃棄物・リサイクル対策課	○循環型社会形成推進交付金事業の導入を図り、ごみ焼却施設1箇所(始良郡西部衛生処理組合)の整備を促進。
281	○PRTR制度に基づく化学物質の排出・移動量調査を実施するとともに、有害化学物質の管理の促進や環境汚染実態調査に取り組みます。	環境保全課	○505事業所から届出があり、これを受付し、国に送付。本県のPRTRデータをまとめたホームページに公開。
4	4 ごみ減量化・リサイクル鹿兒島プランの推進 (1) 普及啓発活動の展開		4 ごみ減量化・リサイクル鹿兒島プランの推進 (1) 普及啓発活動の展開
282	○県民自ら大量消費・大量廃棄型の生活様式を見直し、廃棄物の減量化など環境に対する負荷の軽減に努めるとともに、リサイクル製品を積極的に利用するよう普及啓発に努めます。	廃棄物・リサイクル対策課	○ごみ減量等推進研修会の開催、県政広報テレビ番組での啓発、各種イベントにおいてポスター、リーフレット、リサイクル製品の配布等を実施。
283	○産業廃棄物の適正処理について県民の理解を深めるための啓発に努めるとともに、産業廃棄物に関する情報の積極的な提供を行います。	廃棄物・リサイクル対策課	○産業廃棄物処理に係る先進地視察や産業廃棄物セミナーを開催。
284	(2) 循環システムの構築 ○容器包装リサイクル法に基づき各市町村が策定した市町村分別収集計画により、リサイクルを促進します。	廃棄物・リサイクル対策課	(2) 循環システムの構築 ○県内の全市町村が、容器包装リサイクル法に基づき、平成19年に第5期分別収集計画(平成20年度～平成24年度)を策定。
285	○家電リサイクル法に基づき、対象家電品目が適正なルートで回収され、リサイクルが促進されるよう、事業者及び消費者に対する普及啓発を図ります。	廃棄物・リサイクル対策課	○家電リサイクル法の円滑な実施を図るとともに、離島地域における収集運搬料金の負担軽減等について国に要望。
286	○自動車リサイクル法に基づき、使用済自動車の適正処理及びリサイクルを促進します。	廃棄物・リサイクル対策課	○自動車リサイクル法の円滑な実施を図るとともに、離島からの海上輸送費の8割を助成する離島対策支援事業((財)自動車リサイクル促進センター)の円滑な運用を促進した。
287	○再資源化・溶融固化施設の広域的整備を促進します。	廃棄物・リサイクル対策課	○循環型社会形成推進交付金事業の導入を図り、平成20年度は、翌年度からのリサイクルセンター整備に向け、南種子町と種子島地区広域事務組合において、施設整備に係る生活環境影響調査等を実施。
288	○ごみを破碎選別し資源化するとともに、リサイクルに関する啓発・学習などを行う複合的な施設であるリサイクルプラザの広域的整備を促進します。	廃棄物・リサイクル対策課	○循環型社会形成推進交付金事業の導入を図り、平成20年度は、翌年度からのリサイクルセンター整備に向け、南種子町と種子島地区広域事務組合において、施設整備に係る生活環境影響調査等を実施。
289	○多量の産業廃棄物を排出する事業者に対して、産業廃棄物の減量化やリサイクルを含む処理計画の作成を義務づけるほか、事業者間における産業廃棄物のリサイクルに関する情報交換制度の周知活用を図ることにより、事業活動における廃棄物の減量化やリサイクルを促進します。	廃棄物・リサイクル対策課	○産業廃棄物の多量排出事業者(年間1,000トン以上を排出)の133事業所及び特別管理産業廃棄物の多量排出事業者(年間50トン以上を排出)の18事業所が処理計画を策定。
290	○建設廃棄物等のリサイクルを促進するため、推進体制を整備し、建設工事発注者と受注者にそれぞれ適切な役割分担を求めるとともに、解体工事業者等に対して適正処理について指導します。	技術管理課	○建設業者を対象に行っている研修の中で、建設リサイクル法の概要等を説明し、適正処理を指導。
291	(3) 公共関与による管理型最終処分場の整備 ○今後整備する産業廃棄物の管理型最終処分場については、施設のより一層の信頼性・安全性を高めるため、基本的に公共関与による整備を関係市町村長や関係者と協議して推進します。	廃棄物・リサイクル対策課	(3) 公共関与による管理型最終処分場の整備 ○立地可能性等調査の実施。 ○地元住民や地元市議会等に対して各種説明会の実施。
292	(4) 環境関連企業の立地促進、減量化・リサイクルに関連する情報提供や調査研究等 ○環境関連企業の立地を促進するとともに、県内の企業や研究機関における廃棄物の減量化やリサイクルに関連する調査研究を促進します。	産業立地課 廃棄物・リサイクル対策課	(4) 環境関連企業の立地促進、減量化・リサイクルに関連する情報提供や調査研究等 ○環境関連企業の立地に向け誘致活動を展開 ○リサイクルに資する施設整備及び研究開発に対する補助制度を実施(H17～) ・施設整備補助 1件 6,512千円 ・研究開発補助 1件 2,500千円
5	5 環境保全型農業の推進 (1) 環境にやさしい産地づくり		5 環境と調和した農業の推進 (1) 環境と調和した産地づくり
293	○家畜排せつ物等の有機物を有効活用した良質なたい肥生産に努めるとともに、それら		

	のたい肥を用いた土づくりを推進し、畜産県である本県の特徴を活かした、持続性の高い環境にやさしい農業の導入を促進します。	食の安全推進課	○県良質たい肥生産利用推進協議会と連携して、良質たい肥生産の技術指導や利用促進のための啓発・普及活動を実施。
294	○土壌診断に基づく化学肥料の適正な使用に努めるとともに、病害虫発生予察による適期・的確な防除や天敵・フェロモン等を活用した総合的な防除を進めます。	食の安全推進課	○土壌診断に基づく適正な施肥により化学肥料の10アール当たりの施肥量は79.9% (H19/H8比)に削減。病害虫発生予察に基づく農薬の適正使用により、10アール当たりの使用量は39.5% (H20/H8比)に削減。
295	○農業用廃プラスチック類の処理については、再生処理を基本とし、地域ぐるみの回収を促進します。	食の安全推進課	○地域ぐるみの回収処理の推進により、農業用廃プラスチックの3,594トン(総排出量の約7割)を再生処理。
296	○健全な土づくりと化学肥料や農薬の低減に一体的に取り組むエコファーマーを育成するとともに、これらの取組に対する消費者の理解促進を図ります。	食の安全推進課	○エコファーマーが新たに388人(累計4,354人)認定されるなど、産地ぐるみでの取組が増加。
297	(2) 環境にやさしい畜産経営の実現 ○「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づき、巡回指導や家畜排せつ物の処理技術の改善指導を強化し、環境汚染の防止に努めるなど環境にやさしい畜産経営の実現を目指します。	畜産課	(2) 環境と調和した畜産経営の実現 ○家畜排せつ物法に基づき、環境汚染の防止を図るため、家畜排せつ物処理施設の整備を推進するとともに巡回指導や家畜排せつ物の処理技術の改善指導を実施。
298	○家畜排せつ物処理施設等の計画的整備を進め、家畜排せつ物の適正処理を促進します。	畜産課	○家畜排せつ物処理施設の整備状況については、資源リサイクル畜産環境整備事業や畜産環境整備リース事業等で畜産農家29戸の施設整備を実施。
299	○たい肥コンクールや生産指導等によるたい肥の品質向上と耕種面での利用の促進を図ります。	食の安全推進課	○平成20年度から、審査方法を地域の子選会を経て、本選で審査する方法へと移行したことから、募集方法もこれに伴い、これまでの県全域一斉から地域段階へ移行した。(81点)
300	(3) 農業技術の開発・普及 ○化学肥料・農薬等を削減するための技術の開発や改善及び新しい有機質肥料の研究・開発を進めるとともに、これらの普及を進めます。	農産園芸課 食の安全推進課 農業開発総合センター	(3) 環境と調和した農業技術の開発・普及 ○農薬の使用量については、茶の害虫であるハマキムシ類の天敵や性フェロモン剤を活用した総合防除体系を県内茶園の約4割に普及。 ○病害虫発生予察情報の提供等による農薬の適正使用により、10アール当たり使用量を約40% (H20/H8比)に削減。 ○化学肥料削減につながる簡易な地力窒素診断法の実施。 ○ボンカンで草生栽培を組み合わせて、化学肥料を削減できる技術を検討中。 ○シラス台地畑において、地域の実情に即した施肥窒素の溶脱を抑制する施肥技術の開発を実施。 ○チャの病害輪斑病の農薬耐性菌の簡易測定法と防除効果の高い農薬の普及を推進。
301	(4) 推進体制 ○環境にやさしい農業を総合的に推進するため、県農業環境協会など関係機関・団体と一体となって取り組みます。	食の安全推進課	(4) 環境と調和した農業の推進体制 ○県農業環境協会等関係機関・団体と一体となって、「環境と調和した農業」の実現のための総合的な啓発・普及活動を実施。
302	6 屋久島環境文化村構想の推進 ○優れた自然を守り育てるとともに次世代に引き継ぐため、国等と連携しながら世界自然遺産に登録された地域の適正な保全に努めます。	自然保護課	6 屋久島環境文化村構想の推進 ○国・県・地元町等からなる「屋久島山岳部利用対策協議会」を5回開催し、山岳部における利用の適正化を図るとともに、屋久島山岳部の保全のための協力金について検討を行った。 ○屋久島への登山客や観光客にマナー向上を呼びかける「屋久島マナーガイド」を37,000部作成・配布。 ○屋久島環境文化村センター入館者数73,851人、研修センター入館者数6,185人
303	○屋久島環境文化村構想の推進体制の充実を図るとともに、構想の着実な推進に努めることにより、屋久島の優れた自然を活かした地域づくりを促進します。	自然保護課	
304	○屋久島環境文化村中核施設を充実するとともに、屋久島の自然を活かした自然体験型環境学習やエコツーリズムを安全性に配慮しながら促進します。	自然保護課	○エコツアーガイドや観光関係者、教職員等、広く一般社会人を対象とした「屋久島研究講座」を開講し、延べ384名が受講。 ○「屋久島自然体験セミナー」を毎月1回、「ガイドセミナー」を年2回開催。 ○屋久島環境文化村センター入館者数73,851人、研修センター入館者数6,185人
305	○屋久島の自然を活かしたイベントや国際交流の実施により、国内外に向けて情報を発信します。	自然保護課	○第3回世界自然遺産会議において、屋久島の自然や文化等について情報提供
306	○屋久島の自然環境の保全を図る上で、自然保護の充実さらには適正な利用促進のための環境キップや協力金などの適切な制度の導入の検討を進めます。	自然保護課	○山岳部において屋久島山岳部保全基金を開始し、その普及に努めた。
307	7 奄美群島自然共生プランの推進 (1) 自然共生ネットワークの形成 ○奄美の地域資源(「宝」)を、保全・活用する施策として具体化するため、人や情報に係るネットワークの形成に努めます。 (2) サンゴ礁と海岸の保全	自然保護課	7 奄美群島自然共生プランの推進 (1) 自然共生ネットワークの形成 ○プランの毎年度の取組状況について、推進会議を開催し、関係者相互の一層の理解と着実な推進を促している。 (2) サンゴ礁と海岸の保全

308	○サンゴ礁や海岸の生態系を保全するための諸施策を一体として推進します。	自然保護課	○奄美群島において、平成16年度に選定した保全すべき重要なサンゴ礁海域の中でも、さらにサンゴの生育が比較的良好な区域でオニヒトデの効果的な駆除を行った。(平成20年度オニヒトデ捕獲数 2,995匹)
309	(3) 希少な野生動植物と森林の保全 ○アマミノクロウサギ、ルリカケス、イシカワガエル、ヤドリコケモモ等の希少な野生動植物と奄美の森を保全するための施策を一体として推進します。	自然保護課	(3) 希少な野生動植物と森林の保全 ○奄美群島における鳥獣保護区の指定については、第10次鳥獣保護事業計画に基づき進めているところであり、平成9年度から順次、名瀬市の金作原地区、住用村の金川岳地区、笠利町の浦生崎地区など5箇所を新たに指定。平成20年度末現在、奄美群島では、24箇所約5,100ha(群島面積の4.1%)の鳥獣保護区を指定。 ○希少種を含む奄美大島特有の生物相を保護するため、平成12年度から外来種のマンガースの本格駆除を実施。
310	(4) 身近な自然の保全 ○里地・里山等を保護・管理・保全するための施策を一体として推進します。	環境企画課	(4) 身近な自然の保全 ○各種開発行為の許可申請の事前指導において、必要な場合には赤土流出防止対策を指導。
311	(5) 自然再生の検討 ○学術的又は社会的価値を有する自然が、本来の姿を失ってしまっている場合や減少、衰退しつつある場合には、自然再生推進法の理念に基づいて、地域の合意形成を図りながら再生の検討を進めます。	自然保護課	(5) 自然再生の検討 ○プランの毎年度の取組状況について、推進会議を開催し、関係者相互の一層の理解と着実な推進を促している。
312	(6) 環境保全型自然体験活動(エコツーリズム)の推進 ○奄美の「宝」を活用した環境保全型自然体験活動(エコツーリズム)を積極的に推進します。	観光課	(6) 環境保全型自然体験活動(エコツーリズム)の推進 ○旅行エージェン特等に対し、奄美の自然の魅力を宣伝し、旅行商品造成の促進に努めた。
313	(7) 奄美のブランドの創出 ○奄美群島の固有の自然及びそれに育まれた生活や文化を活用して地域イメージを確立するとともに、これを商品の付加価値を高めるために活用します。	自然保護課 観光課	(7) 奄美のブランドの創出 ○プランの毎年度の取組状況について、推進会議を開催し、関係者相互の一層の理解と着実な推進を促している。 ○奄美パークにおいて、奄美群島の優れた自然、特異な文化など、観光情報や地域情報の発信に努めた。
314	(8) 自然に対する配慮の徹底 ○人と自然が共生する個性的な地域づくりのためには、地域住民自らが主体性を持った「主人公」となる必要があります。そのため、率先した自然に対する配慮を日常生活や通常の事業活動等において行います。	自然保護課	(8) 自然に対する配慮の徹底 ○プランの毎年度の取組状況について、推進会議を開催し、関係者相互の一層の理解と着実な推進を促している。
315	(9) 世界自然遺産登録に向けた取組 ○地域の合意形成のもと、世界自然遺産登録に向けた取組を積極的に推進します。	自然保護課	(9) 世界自然遺産登録に向けた取組 ○奄美群島の世界自然遺産登録に向け、保護地域指定に係る関係機関との調整や希少野生生物保護対策、地元住民に対する普及啓発等を実施。
316	8 新グリーンプラン21の推進 (1) みどりの造成 ○みどり豊かで潤いのある県土づくりを進めるため、森林や農地の整備に努めるとともに、都市公園などみどりの拠点となる施設の整備・拡充や道路、河川、庁舎等の緑化、住宅等の身近なみどりづくりを推進します。	庁舎管理課 観光課 森林整備課	8 新グリーンプラン21の推進 (1) みどりの造成 ○庁舎敷地内の樹木について、剪定や施肥等の維持管理を行い、緑化に努めた。 ○奄美群島では、自然資源等を活かした特色ある観光地づくりを進めるため、宇検村で観光施設の修景植栽等を実施。 ○多様で健全な機能を発揮する森林を育成するため、人工造林等を実施。
317	(2) みどりの保全 ○県民に受け継がれてきた、美しい景観に恵まれた自然や名木、古木等の貴重なみどりの適正な保全を図ります。	森林整備課	(2) みどりの保全 ○みどりの県土づくりを推進するため、身近にふれあえる森林の整備、保安林整備面積の拡大、都市公園の整備、主要幹線沿いのみどり景観整備、港湾・漁港の緑地整備等を実施。
318	(3) みどりの利用 ○みどりを守り育てていくためには、みどりを多面的に活用していくことを通じて、みどりの持つ機能の向上を図っていくことが必要です。このため、都市公園や里山林、農地など身近なみどりを活用するとともに、森林や農とのふれあいを促進します。	森林整備課	(3) みどりの利用 ○県民の森・照葉樹の森において各種イベントを開催し、県民が森林とふれあう機会を提供した。
319	(4) 県民総参加のみどりづくり ○みどりを守り育てていくため、みどりづくりの普及啓発の充実や自主的な活動の促進、みどりを支える人の育成・支援等を図ることにより、県民総参加の取組を推進します。	森林整備課	(4) 県民総参加のみどりづくり ○グリーンマスター4名を認定(延べ37名)
320	○県民が一体となった取組を推進するため、広報誌やインターネット等の活用及びみどりの教育・みどりの学習等の機会を通じて、広く、また継続的に緑化思想の普及・啓発を図ります。	森林整備課	○広報誌やインターネット等を活用した緑化思想の普及・啓発を推進。 ○県民自ら企画・実施する森林・林業の学習・体験活動を支援。

321	(5) 計画の効果的な推進 ○地域性を活かした総合的な観点から緑化を推進するため、国や県、市町村の緑化行政の連携を強化します。	森林整備課	(5) 計画の効果的な推進 ○市町村みどり推進協議会と(財)かごしまみどりの基金と連携し、みどりの県土づくりを推進。
322	9 地球環境を守るかごしま県民運動の推進 (1) 県民運動推進体制の整備 ○県地球環境を守るかごしま県民運動推進会議の運営を行うとともに、市町村推進組織の設置を促進します。	地球温暖化対策課	9 地球環境を守るかごしま県民運動の推進 (1) 県民運動推進体制の整備 ○県地球環境保全行動計画(平成11年3月策定)で提案する環境保全に向けた具体的な行動を全国的に展開する「地球環境を守るかごしま県民運動」の推進を図るため、県民運動推進大会を開催(平成20年6月)するとともに、県民運動推進員の研修会を県内7箇所で開催。
323	○「県地球温暖化防止活動推進センター」を設置します。	地球温暖化対策課	○本県の地球温暖化対策の普及啓発の拠点となる「県地球温暖化防止活動推進センター」を平成16年6月に指定。
324	○県民運動推進員や「地球温暖化防止活動インストラクター」を設置します。	地球温暖化対策課	○地球温暖化対策に関して知識を有し、普及啓発等の活動・指導経験のある者10名を平成20年4月地球温暖化防止活動インストラクターとして委嘱(委嘱期間H20.4~H22.3)。
325	(2) 県民運動の展開 ○毎年度重点行動項目を設定し、自主的、積極的な環境保全活動を推進します。	地球温暖化対策課	(2) 県民運動の展開 ○電気、水の10%削減、燃料の10%削減、破棄物の減量化やリサイクル等毎年度重点項目(エコチャレンジ5)を決めて、運動を推進。
326	○県民運動推進大会や環境フェアを開催します。	地球温暖化対策課	○第10回環境フェアを鹿児島市で開催(平成20年11月)し、県、民間団体の環境保全活動の紹介、リサイクル製品や環境保全関連機器等の展示、活動事例発表会などを通じ、地球環境保全に向けた具体的な行動の実践を呼びかけた。
327	(3) 環境学習ネットワークの構築推進 ○新たな環境学習基本方針を策定します。	地球温暖化対策課	(3) 環境学習ネットワークの構築推進 ○平成17年3月に「鹿児島県環境学習推進基本方針」を策定。
328	○生命と環境の学習館の活用を促進します。	地球温暖化対策課	○「生命と環境の学習館」において、指導者養成講座など様々な講座や学習会を開催した。平成20年度は44,840人が入館。
329	○学校における環境教育との連携を図ります。	地球温暖化対策課	○小中学校、高校へ環境学習アドバイザーを派遣。
330	○こどもエコクラブの設置を促進します。	地球温暖化対策課	○平成20年度は、92クラブ(会員2,293人)が登録。
331	○環境学習アドバイザーの活用を促進します。	地球温暖化対策課	○各種団体等が実施する環境学習講座や自然観察会等に環境学習アドバイザーを講師として43回派遣し、3,059人が講座等を受講。
332	10 新エネルギープラン21の推進 ○太陽光、風力、バイオマス等の新エネルギーの導入促進及び普及啓発の推進のほか、公共施設への新エネルギーの導入を促進します。	地球温暖化対策課	10 新エネルギープラン21の推進 ○市町村や事業者において太陽光発電、天然ガスコージェネレーション、クリーンエネルギー自動車を導入。
333	○地熱開発調査や中小地熱の有効利用を促進します。	地域政策課	○当該年度該当なし
334	11 環境共生住宅の整備促進 ○環境共生モデル公営住宅の建設を促進します。	住宅政策室	11 環境共生住宅の要素を取り入れた公営住宅の整備促進 ○松陽台団地52戸(鹿児島市)
335	12 地球温暖化防止に貢献する森林づくりの推進 ○森林吸収源対策推進プランに基づき、管理不十分な森林を含む重点区域の整備・保全を進めます。	林業振興課	12 地球温暖化防止に貢献する森林づくりの推進 ○森林吸収源対策推進プランは平成19年度で終了。平成19年度末までに道路開設7,728m(累計)、森林整備・保全1,180ha(累計)を実施。
336	○緊急に間伐等の保育が必要とされる森林において、重点的な森林整備を推進します。	森林整備課	○健全な森林を育成するため森林の整備を実施するとともに、特に間伐については間伐推進5カ年計画に基づき実施。
337	○機能が低下した保安林において、治山事業等による保全対策を実施するとともに、保安林の適切な管理と指定の拡充を図ります。	森林整備課	○治山事業により138haの造成・維持管理を実施。
338	○松くい虫や野生鳥獣等による森林・林業被害の防止を図ります。	森林整備課	○松くい虫及び野生鳥獣等による森林・林業被害を防止するため、薬剤の空中散布1,339ha、地上散布96ha、伐倒駆除等15,191m ² を実施し、有害鳥獣捕獲等に補助金を交付。
339	○化石燃料の使用を抑制し、製材工場残材等を利用した木質バイオマスの活用を推進します。	林業振興課	○木質バイオマス利活用施設の整備を推進。
340	○森林吸収源対策として検証可能な森林資源データの整備を進めます。	林業振興課	○平成17年度で調査終了
	13 環境学習ネットワークの構築 ○自然環境や地球環境など環境に関する情報を収集するとともに提供する体制の整備に	地球温暖化	13 環境学習ネットワークの構築 ○かごしま県民交流センター「生命と環境の学習館」において、各種書籍、パンフレット等に

341	努めます。	対策課	より環境保全活動等に関する情報を県民に提供。
		自然保護課	○屋久島環境文化村センターにおいて、屋久島の自然や文化等に関する情報を提供。
342	○屋久島環境文化村中核施設、環境保健センター、奄美野生生物保護センター、屋久島世界遺産センター、大学等教育機関、民間企業及び民間団体等の相互連携を強化します。	自然保護課	○国、県、地元町等からなる「屋久島環境学習ネットワーク会議」を開催し、環境学習プログラムの提供並びに環境学習関連施設の利用促進について意見交換。
343	○生命と環境の学習館を環境学習の拠点として活用します。	地球温暖化対策課	○「生命と環境の学習館」において、指導者養成講座など様々な講座や学習会を開催した。平成20年度は44,840人が入館。
344	○屋久島環境文化村中核施設などによる自然を活かした自然体験型環境学習を推進します。	自然保護課	○エコツアーガイドや観光関係者、教職員等、広く一般社会人を対象とした「屋久島研究講座」を開講し、延べ384名が受講。 ○「屋久島自然体験セミナー」を毎月1回程度、「ガイドセミナー」を年2回実施。
345	○自主的な環境学習や環境保全活動に対する環境学習アドバイザーの派遣等による支援を行うとともに、民間団体相互のネットワークづくりを推進します。	地球温暖化対策課	○各種団体等が実施する環境学習講座や自然観察会等に環境学習アドバイザーを講師として43回派遣し、3,059人が講座等を受講。 ○こどもエコクラブ交流会、こどもエコクラブサポーター研修会を霧島市で開催。